港区芝浦橋保育室

入園のしおり

（兼　重要事項説明書）

令和８年度

児　童　憲　章　（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境の中で育てられる。

児　童　福　祉　法　（抜粋）

第一条　全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保証される権利を有する。

第二条　全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

保育園とは

家庭で子どもを保育できない時に、保護者に代わって保育し、養護と教育を一体的に行う児童福祉施設です。生後３か月をすぎた翌月の１日から小学校就学までの子どもをお預かりしています。保育所保育指針や全体的な計画に基づいて一人一人の子どもの個性を大切にし、集団生活を通して心身ともに健全で調和のとれた豊かな人間性を身に付けられるようにします。

＜保育所保育指針＞

厚生労働大臣より、保育所における保育の内容やこれに関する運営等について定め、すべての子どもの最善の利益をまもるための一定の水準を定めた法令として制定。

（平成二十九年三月三十一日厚生労働省告示第百十七号　平成三十年四月一日から適用）

＜全体的な計画＞

保育園の保育方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して総合的に展開されるよう長期的な視点でたてられた計画。

目次

１　保育室の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１～Ｐ４
２　嘱託医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５
３　開園日及び休園日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５
４　開園時間・保育時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ５～Ｐ６
５　利用者負担金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ６
６　利用の変更及び終了について・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７
７　保育の提供にあたり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ７～Ｐ８
８　職員の資質の向上にむけて・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ８
９　保育業務支援システム「コドモン」について・・・・・・・・・　Ｐ８
１０　個人情報保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ９　～Ｐ１０
１１　乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について・・・・・・・・　Ｐ１０
１２　保育園での冷凍母乳の取扱いについて・・・・・・・・・・・　Ｐ１１
１３　性被害防止対策カメラについて・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１１
１４　特別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１１～Ｐ１２
１５　臨時休園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１２
１６　注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１３
１７　ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口・・・・・・・・・　Ｐ１４
（　登降園管理システムの利用方法　・・・・・・・・・・・・　Ｐ１５）
（　ＱＲコードによる登降園記録について　・・・・・・・・・・　Ｐ１６）
１８　全体的な計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１７～Ｐ１８
１９　保育園の主な行事（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ１９
２０　保育園の一日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２０
２１　持ち物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２１～Ｐ２３
２２　お散歩マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２４～Ｐ２５
２３　給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２６～Ｐ２８
２４　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ２９～Ｐ３２
（　Ａ医師の意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３３　）
（　Ｂ「保護者記入による登園届」が必要な感染症・・・・・・・・　Ｐ３４　）
（　保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について・・・　Ｐ３５　）
（　保育園での与薬について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３６　）
２５　利用者に対する保険・保障について・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３７
２６　緊急時・非常災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ３８～Ｐ４０
（　大型台風接近等に伴う保育園の休園等の考え方について・・・・　Ｐ４１～Ｐ４２）
港区平和都市宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ４３

☆現在、港区が設置している保育施設には、次のものがあります

○ 区立認可保育園　国が定めた設置基準を満たし、区長に認可された施設
- ● 港区が設置・運営を行っている施設
- ● 港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設

○ 区立認定こども園　幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持った施設
- ●港区が設置・指定管理者が運営を行っている施設

○ 港区保育室　港区の独自設置のため、認可は受けませんが、入園の決定・保育料・保育内容は区立認可保育園と同様
- ●区が設置し運営を委託している施設

1　保育室の概要

港区芝浦橋保育室

（開設日　２０１３年１２月１日）

住所　〒１０８-００２３　港区芝浦４丁目６番地８号
田町ファーストビル2階
Tel　０３（６８６５）１００４
Fax　０３（６８６５）１００５

○港区が独自に設置し、運営を委託している施設です。

＜委託先＞
株式会社　パソナフォスター　　代表取締役社長　長畑　久美子
〒　１０７－００７２
住所　東京都港区南青山３丁目１番３０号　PASONA　SQUARE
Tel　０３（６７３４）１２８４

パソナフォスター 保育理念

**変化に柔軟に対応でき、自分で解決する能力と、
たくましく「生きる力」をもった子どもを育む**

尊重・敬意
Respect
互いを受けとめ合い、
自主性・自立を尊重します

育む
Nurturing
子どもの意欲を愛情込めて受容し援助します
そして保育者・保護者も成長します

信頼
Trust
子ども・保護者の気持ちに寄り添い
子どもの成長や子育ての喜びを共にします

変化への柔軟性
Openness change
保育者は子どもに心躍る環境を提供し、変化を
捉える意識と情熱を引きだす環境をつくります

調和
Balance
カリキュラムの「ねらい」と「内容」を明確にして
心と身体の調和のとれた保育を実現します

維持
Sustainability
子どもの育ちを保育園と
家庭で継続して見守ります

パソナフォスター 教育理念

私たちパソナフォスターは、健やかで
優しさと思いやりをもった子どもたちを育みます。
そして、感性豊かで何事にも感謝・感動できる
子どもたちの成長を願い、多様な学びを通して
一人ひとりの個性を活かし、得意を育てます。

パソナフォスター 私たちの行動指針

社会のために

私たちは、「未来ある子どもたちを育むこと」
を使命とし、常に社会に必要とされる
会社であり続けます

私たちは、子どもたちが夢に向かって
挑戦できる機会を構築し、
健康で笑顔溢れる環境づくりを目指します

保護者のために

私たちは、保育のプロとして、
慈しみの心を持って子どもたちと向き合い、
安心感、信頼感を持たれる良きパートナーとなります

私たちは、仕事と子育ての両立を支援することで
子どもたちとご家族の豊かな未来を応援します

子どものために

私たちは、全ての子どもたちの可能性
を信じて、一人ひとりの個性を尊重します

私たちは、子どもたちに対してまごころと
思いやりをもって接し、その成長を支援します

共に働く仲間のために

私たちは、
いつもニコニコ明るい笑顔、
いつもハキハキ優しい言葉、
いつもイソイソ働く手足
を実践し、常に自己を磨き行動します

私たちは、働く豊かさ、楽しさを分かち合い、
子どもたちの明るい未来に向けて
仲間と共に挑戦し続けます

入所児童定員

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	定員計
組名	ふらわー	すたー A・B	れいんぼー A・B	さにー	すかい	あーす	
児童定員	9名	30名	29名	29名	21名	19名	137名

（2）職員の職種及び定数

園長	保育士 （主任、副主任含む）	看護師	保育員 （非常勤）	栄養士 調理員	事務 用務
1名	22名	1名	3名	5名	2名

＊港区の職員配置基準に基づいています。

＜各職種の勤務体系＞

園長	正規勤務時間	9時15分～18時15分
保育士	正規勤務時間	7時15分～20時15分
看護師	正規勤務時間	8時00分～17時00分
栄養士・調理員	正規勤務時間	8時00分～17時00分
事務・用務員	正規勤務時間	8時00分～17時00分

＊　ローテーションにより、各職員の勤務日、時間帯は異なります。
＊　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

（3）施設・設備

＜施設＞

敷地	敷地全体	1501．45㎡	園舎	構造	RC構造
	うち園庭	0㎡		延べ面積	1501．45㎡

＜主な施設内容＞

内　容	部屋数	備　考
乳児室･調乳室	1室	ふ ら わ ー　（0歳児クラス）
保 育 室	7室	すたーA･B　（1歳児クラス） れいんぼーA･B（2歳児クラス）　さ に ー（3歳児クラス） す か い　（4歳児クラス）　あ ー す（5歳児クラス）
遊戯室(ホール)	1室	運 動 遊 び
調 理 室	1室	調理員休憩室を含む
ト イ レ	4室	乳児用 1、幼児用 1、女性 1、男性 1
洗 濯 室	1室	洗 濯 ・ 乾 燥
教材室･職員休養室	2室	休憩室内に教材室･休憩室兼ロッカー室
職員室･医務室	1室	事 務 ・ 医 務

＊　保育室の広さ等は、国、都及び港区の基準に基づいています。

＜園舎図＞

↑

品川駅方面

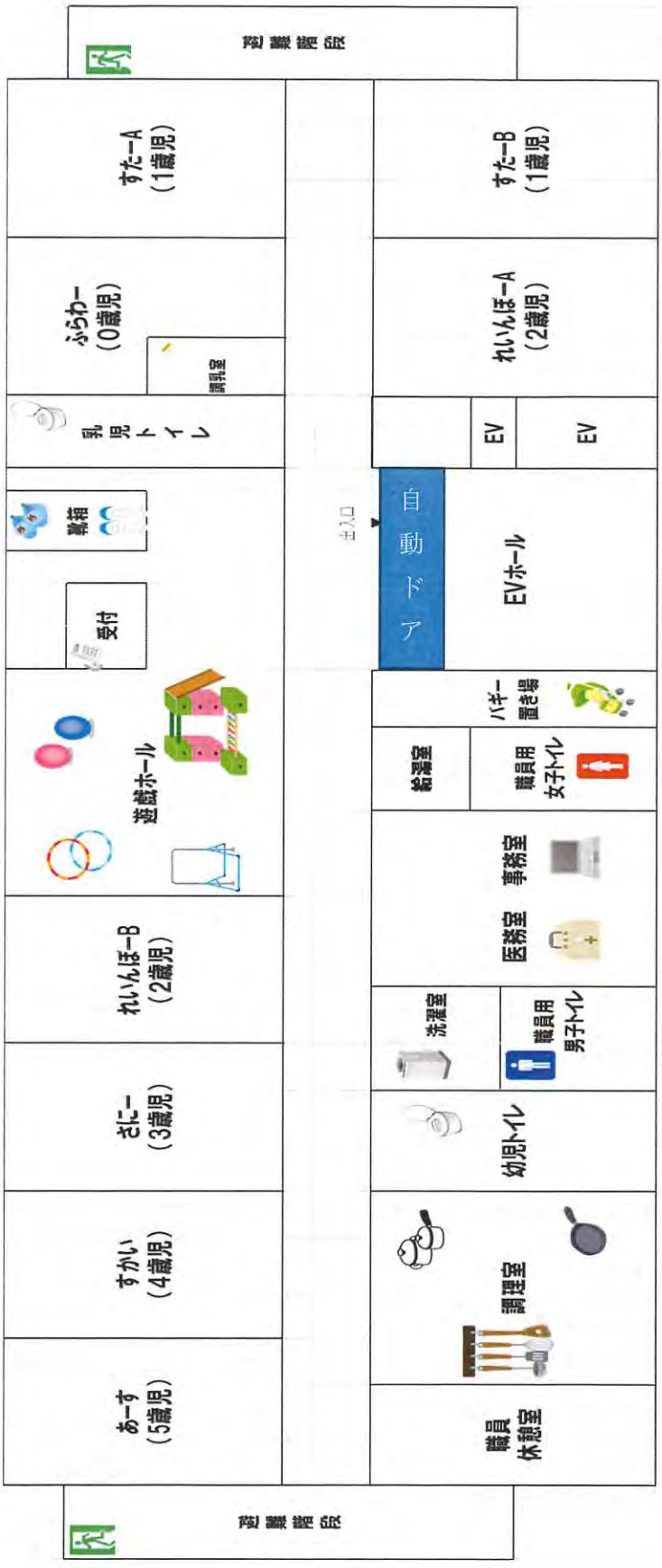

田町駅方面

↓

2　嘱託医　　＜当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています＞

（１）内科医

医療機関の名称	芝浦こどもクリニック
医 院 長 名	多 田 由 実
所　在　地	〒108－0023 東京都港区芝浦4丁目20番4号
電 話 番 号	03(5730)0108

(2)歯科医

医療機関の名称	釜 我 歯 科
医 院 長 名	釜 我 正 行
所　在　地	〒108－0014 東京都港区芝5丁目25番9号 三田スクエアビル 3F
電 話 番 号	03(3455)6484

3　開園日及び休園日

開園日　　月曜日から土曜日
休園日　　日曜・祝日・年末年始（１２月２９日～１月３日）

4　開園時間・保育時間

７時１５分～２０時１５分（土曜日は７時１５分～１８時１５分）

（１）保育標準時間で認められた保育時間（下記①・②の場合）
７時１５分～１８時１５分までの間で、保育を必要とする時間です。
（就労証明書の勤務時間＋通勤時間とし、当園との話し合いで決定します。）
なお、保護者がお休みの場合は基本保育時間（９時～１７時）です。

（２）保育短時間で認められた保育時間（下記③の場合）
９時～１７時までの保育で最長８時間です。超過した場合には、別途延長保育料が必要です。

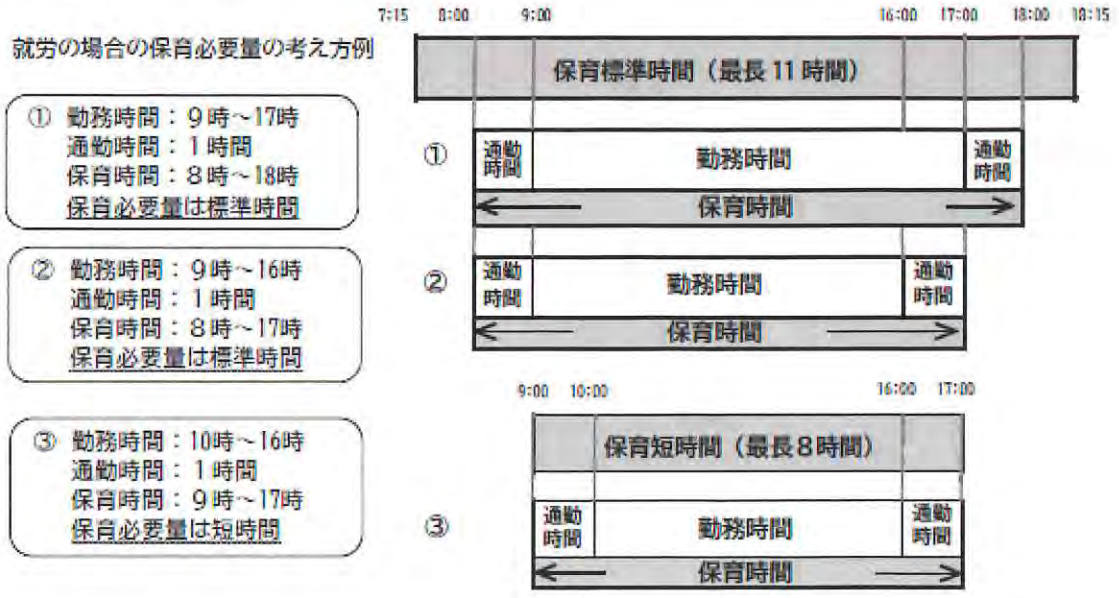

（３）延長保育（保育標準時間認定の方が対象です。）
満１歳の誕生日を迎えた子ども（完了食になってから）を対象として、保育標準時間認定の時間を超えた、延長保育を実施しています。

＊実施日時　月曜日から金曜日まで１８時１６分～２０時１５分
＊申 込 み （予約表に記入）１か月前から当日１７時まで
（当日登園後は電話のみ受付可、コドモンでの申し込みはできません。）
＊１時間単位で別途料金がかかります。
＊キャンセルの場合には当日１７時までに連絡をしてください。
＊延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）にお願いします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）
＊当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる時は、保育園に連絡をしてください。
＊交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

（４）土曜保育（７時１５分～１８時１５分）
土曜日に保護者が就労で保育が難しい時は、園でお預かりします。恒常的に土曜勤務の勤務形態で、すでに就労証明書を区へ提出している方以外は、基本、先に土曜就労証明書の提出が必要です。

（５）慣れ保育について
入園直後の保育時間は、子どもの負担を軽くし、集団生活に無理なく慣れるよう、短い時間から始めます。

５　利用者負担金

利用負担金保育料は以下のとおりです。

（１）基本保育料は、認可保育園、認定保育園、認定こども園及び港区保育室に通うお子さんは無償です。

（２）延長保育料
延長保育料は、世帯の市町村民税所得割課税額及び利用された時間帯に応じて決定します。支払先は株式会社パソナフォスターとなります。

（３）帽子代
１歳児～５歳児は、入園時に帽子代をお支払いいただきます。
（０歳児は、１歳児クラスになったときにお支払いいただきます。）

※１　保育料、帽子代の支払方法については、別途お知らせします。
※２　給食費は認定保育園、小規模保育事業所、認定こども園及び港区保育室に通うお子さんは無償です

6　利用の変更及び終了について

（１）変更

保護者の就労状況の変更や転居など、また転園・休園の場合には、保育園とお住まいの地区の総合支所区民課へ書類の提出等が必要になります。早めにまずは園にお知らせください。（各書類は当園にもありますが、港区公式ホームページからダウンロードもできます。）

（２）終了

当園は以下の時に保育の提供を終了いたします。保護者は退園届の提出が必要です。

① 幼稚園やインターナショナルスクール・企業主導型保育事業所等に入園する時。（二重在籍はできません。）
② 退職等により家庭で保育できるようになった時。
③ 区外に転出し、区内に勤務地がない時。
④ ３か月を超えて保育園を休む時。（ただし、在園児の病気やけがなど、又は弟や妹の出産を伴う休園をする時を除く。）
⑤ 月初から月末までに、保護者のどちらかが在園児の育児休業を再び取得する時。

※そのほか、利用の継続について重大な支障、困難が起きた時は、すぐにお住まいの各地区総合支所へ連絡してください。

7　保育の提供にあたり

・ 保育園では養護と教育を一体的に進めていきます。
（養護とは）子どもが心身ともに心地よいと感じる環境を整え、子ども自身が主体的に育つことを助けることです。
（教育とは）知識を伝えることだけではなく、「感じる・探る・気づく」といった子どもの興味関心を引き出すことです。
・ 保育の提供については、保育所保育指針、全体的な計画（Ｐ１７参照）をもとに、子どもの発達を見通した長期的な指導計画（年間・月）と、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的（週・日）な指導計画を作成し、それに沿った保育を実施していきます。
・ 一人一人の違いを大切にし、子ども自身の生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにします。
・ 一日の生活リズムや在園時間の異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮します。
・ 長時間の保育については、保育の内容や方法、環境などに十分配慮し、家庭との連携を密に図っていきます。
・ 日々の生活や遊びからの学びを中心とした教育を行います。
・ 多様な文化や価値を背景にもつ子ども及び保護者が安心して園生活が送れるよう、それぞれの文化の多様性を尊重し、柔軟な対応、配慮を行います。また異なる文化に触れる機会を大切にし、文化の多様性に気づき、興味や関心を高めていくことができるよう適切に援助していきます。
・ 乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要であることから、この時期の発達の特性を踏まえ、身体的発達に関する視点（健やかにのびのび育つ）、社会的発達に関する視点（身近な人と気持ちが通じ合う）、精神的発達に関する視点（身近なものと関わり感性が育つ）の３つの視点で保育を構成しています。

・ 幼児クラスでは港区版「架け橋期のカリキュラム」に沿ったカリキュラムを推進し、小学校へ円滑に接続ができるようにしていきます。また、近隣の保育園や幼稚園・小学校と積極的に連携を図ります。
・ 保育園では、児童の安全確保のために「安全計画」を作成し、施設の設備等の安全点検や園外活動等を含む保育活動や取組等における職員や児童に対する指導、職員への各種訓練や研修等を行っています。

8　職員の資質の向上にむけて

・ 保育の計画（Ｐｌａｎ）、実践(Ｄｏ)、評価(Ｃｈｅｃｋ)、改善(Ａｃｔｉｏｎ)というＰＤＣＡによって、保育を見直し、質の向上を図ります。
・ 保育園職員は、毎年の自己評価に基づく課題等を踏まえ、園内外の専門的な研修や区の研修を通して自己研鑽に努めます。
・ 保育園では定期的に外部による第三者評価を受け、その結果を公表し、常にその改善を図るように努めています。
・ 保育園のすべての職員に対して、子どもに対する不当な行為を禁止しています。国籍、信条等による差別的な扱い、心身に有害な影響を与える行為、身体的苦痛や子どもの人格を辱めるなど不当な行為から子どもを守り支えるために、「子どもの人権」の研修などを通して理解と知識を深めています。また、虐待の早期発見、通告義務も課せられており、港区子ども家庭総合支援センターと常に連携しています。

9　保育業務支援システム「コドモン」について

保護者の園利用の利便性向上及び保育士の事務業務の効率化による保育の質の向上のため、保育業務支援システム「コドモン」を使用しています。保育業務支援システム「コドモン」（以下「コドモン」という）は港区が株式会社コドモンと契約を行い運用しています。
保護者の方には「コドモン保護者アプリケーション」をダウンロードしていただき、株式会社「コドモン」の利用規約に同意の上、利用していただく必要があります。
保護者アプリの利用に際し、入力される個人情報等の情報やデータについては、株式会社コドモンが取得し、管理することになります。
保護者アプリを利用された情報等については、保育園と本システムを通してコミュニケーションをされたものに限り、保育園が本システムを通じて取得し管理します。
システムの利用にあたり、スマートフォン、パソコン等の通信料は自己負担となります。コドモン保護者アプリの操作方法やご要望等については、アプリ内「お問い合わせ」フォームよりお問合せください。連絡帳等の投稿コンテンツは、一定期間経過後に通知があった上で削除される場合もあります。
コドモンで使用する機能は「登降園管理」「お知らせ」「アンケート」「連絡帳（０．１．２歳児クラス)」「保護者連絡」「成長記録」「資料室（保育園のしおり兼重要事項説明書などの資料データを格納)」「写真共有・販売」です。

１０ 個人情報保護に関する事項

保護者の方から入園に関して保育園に提出していただく個人情報が含まれる書類につきましては「港区個人情報の保護に関する法律（保護法）」、「港区情報安全対策指針」及び「港区個人情報取扱指針」に基づき適切に管理します。

（１）保育園はお子さんの個人情報について、情報主体の方の安全に留意すると共に、その意見を尊重し、個人情報を適切に取り扱います。その上でお子さんの園生活において、名前や写真を必要に応じて利用します。具体的な使用は次のとおりです

① 子ども一人が使う場所や物
② 誕生児紹介・子どもの作品
③ 行事や園での様子紹介、園便り、手紙など
④ 保育の記録
⑤ ドキュメンテーション

（２）休日保育、年末保育を利用する時、他の保育園へ転園する時及び子どもの兄弟が別の施設に在籍する時などにおいて、他の施設や関係機関との間で必要な連絡調整や情報の提供を行います。

（３）保育園から小学校への「保育所児童保育要録」の送付について
保育所保育指針により「すべての保育所入所児童について、就学の際に保育園から就学小学校へ、子どもの育ちを支える資料を『保育所児童保育要録』として送付すること」と定められています。園は年長児（５歳児クラス）の子どもについて「保育所児童保育要録」を作成し、就学先の小学校へ送付します。

（４） 緊急時において、病院、港区子ども家庭総合支援センター、その他の機関に対して必要な情報提供を行います。

（５） 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第１５条に基づく調査を行う場合に、名前や連絡先を使用します。この調査は、保健所等の行政機関が、感染症の発生した周辺状況の情報等を収集するとともに、感染経路及び感染源等を推定し感染拡大の防止に役立てるものです。

（６）職員の守秘義務について
職員または職員であった者は、業務上知り得た園児及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、第三者に対し漏らすことのないよう、守秘義務が課せられています。在職の全職員については、年１回以上の研修を通して意識の強化を図っています。また、非常勤職員、実習生、ボランティアなどに対しては、誓約書において確認しています。

（７）保育園での写真等の撮影や情報管理について

① 保育園では、日常の保育を記録するために写真や動画を撮影しています。

② 保育の記録は、日常の様子を紹介する以外に、研修、区が運営するホームページやＳＮＳ、広報誌等に利用する場合があります。利用にあたっては、個人が特定されないよう十分に配慮し、適切に管理します。

③『保育参観・保育参加』では、写真や動画撮影をお断りしています。子どもとの直接のふれあいの時間としてくださいますようお願いします。

④『誕生会』『運動会』『冬のおたのしみフェスティバル』など行事の際には、活動の妨げにならないようにご配慮いただいた上で、園の指定する条件での撮影をお願いします。

⑤ その他、園内で撮影する場合には、事前に職員までご相談ください。

⑥ 園内及び園の行事などで撮影した写真や動画を、ＳＮＳなどで使用することはおやめください。個人情報を拡散して事件になった場合、「個人情報保護法違反」に問われる可能性があります。十分にご注意ください。

⑦ 保育の記録写真は、１年に４回程度コドモンで配信します。写真の配信で子どもの姿や園での様子を見ることができます。また、配信した写真をコドモンアプリ内で購入すること事もできます。
上段の⑥同様、親戚内及び他者とのデータの管理ややり取りについても、十分に注意してください。

（８）保有個人情報開示等請求制度について

「個人情報の保護に関する法律（保護法）」に基づく保有個人情報開示等請求制度で、区民等の皆さんは、港区が保有する自己の個人情報の開示、訂正、削除や利用停止を請求することができます。
開示を請求する場合の窓口は、在籍する保育園がある総合支所の所管課となります。

１１ 乳幼児突然死症候群（ＳＩＤＳ）の予防について

保育園では、保育士などが睡眠中の子どもの姿勢や顔色、呼吸状態の観察を行い、異常の早期発見に努めています。併せて、0歳児クラスでは、乳幼児体動センサー「シエスタベベ」を活用しています。

１２　保育園での冷凍母乳の取扱いについて

１歳の誕生日前日までの子どもで、母乳育児を希望する時は、直接授乳の推奨と、冷凍母乳の預かりを行っています。冷凍母乳を希望する時は、安全に提供するために、必ず事前に看護師または保育士が面接を行い、必要事項の聞き取りと預かりの手順、きまりを伝えます。

冷凍母乳は、適切な衛生管理のもと細心の注意を払って取り扱います。しかし、母乳は血液と同じ体液であり、「違う子どもに冷凍母乳を授乳する」などの誤授乳が起こった時は、母乳を介した感染のリスクがあります。万が一、誤授乳が起こってしまった時は、搾乳者、哺乳児の母及び哺乳児の受診、医師の指示に基づく採血による検査、結果の情報提供などの対応にご協力いただきます。

１３　性被害防止対策カメラについて

区立保育園等における子どもの性被害を防止するための対策として、記録カメラを設置・運用しています。性被害が疑われた場合や警察等から照合があった場合のみ、内容を確認します。

１４　特別事業

（１）保育園体験

在園児の保護者の方に保育園生活を体験していただきます。子どもが日常的に過ごしている保育園の方針や指導内容などの理解を深めていただき、保護者と園が一緒に子育てをしていきます。

（保育参観・保育参加・夏祭り・運動会など）

（２）障害児保育

心身に障害を有する子どもや特別な支援が必要な子どもの健やかな発達を促すことを目的とした保育をします。

また、心理士・言語聴覚士・作業療法士・医師などが必要に応じて保育園を巡回し、保育のアドバイスをしています。

（３）保護者向けカウンセリング

保育園カウンセラーが保護者の相談に応じます。家族の問題、子育てに関する相談を受けることで、育児を支援します。日程は、年度初めに掲示等でお知らしします。

（４）病児・病後児保育

① 病児・病後児保育室

在園児が病中又は病気の回復期などで集団保育が難しい期間、港区病児保育室・病後児保育室にてお預かりします。

② 訪問型病児・病後児保育　利用助成制度

在園児が病気のために登園が難しい時期に、病児・病後児保育としてベビーシッター事業者を利用する保護者を対象に、利用にかかる費用の一部を助成する制度があります。

（５）休日保育

休日に保護者が就労などの理由で保育が難しい時は、下記の指定園にて保育します。保育が必要な方は、利用希望日の前月の１日から９日前までに実施園へ電話で予約し、申し込んでください。

（実施園）
① 神明保育園　5733-6822
② たかはま保育園　5781-0255
③ しばうら保育園　5232-1130
④ 東麻布保育園　3584-3811
⑤ 芝浦アイランドこども園　5443-7337
⑥ 元麻布保育園　5422-7338
⑦ 神応保育園　5422－6363

（申込み）　必要書類は当園にあります。予約が取れましたら、申込書類に必要事項を記載の上、当園に提出してください。また、電子申請も可能です。

（６）年末保育

年末（１２月２９日、３０日）に保護者が就労で保育が難しい時は、区立保育園の拠点園で一時的に保育を行います。

拠点園や申込み方法は、毎年１１月上旬に別途お知らせします。

（７）実習生などの受入れ

保育園では、保育士などの人材育成のため、実習生の受入れを行っています。また、次世代育成支援の観点から、小中高校生の保育体験、ふれあい交流なども積極的に受け入れています。

１５　臨時休園について

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせます。

※ 詳細は、Ｐ４０～Ｐ４１「臨時休園及び運営再開の基準等」を参照してください。

この場合、遅くとも前日午後３時までに決定し、保育園から『緊急メール配信サービス』（すぐめーる）で知らせします。

１６　注意事項

＊ 保育園には毎朝９時１５分までに登園しましょう。また体調不良や都合で休む時、登園が遅れる時は８時３０分までに連絡をしてください。連絡がない時は、所在確認のため園から電話をします。

＊ 来園される際は必ず保護者証を首から下げてお越しください。

＊ 登園・降園の時には、保育士と子どもの様子や連絡事項を伝え合ってください。また、登降園管理システムで登降園時間の記録をしてください。

＊ 子どものけがや熱が出た時などは事前に提出いただいている「緊急連絡先カード」を基に、保護者へ電話をします。急な迎えが必要な場合を考え、普段からどうするかを確かめておきましょう。

＊ 感染症にり患した場合、集団の健康を守り、感染の拡大を防ぐため、区の定めた基準に従った上で登園してください。
しおりＰ３０を参照に医師の指示を聞いてください。また保育園には、必ず連絡をしてください。

＊ 緊急メール配信サービス（すぐめーる）やコドモンで配信されるお知らせや園内の掲示物は必ず確認してください。また書類等の提出物は期限を守りましょう。

＊ 保護者以外が迎えの時にはあらかじめ連絡の必要があります。安全確保のため、連絡のない時には確認の電話をします。

＊ 車での登降園は原則禁止です。やむを得ない場合は、必ず最寄りの駐車場を利用し、乗降時も子どもの安全に気を付けてください。通行の妨げや安全面の問題から路上駐車や乗降、タクシーを待たせる等の行為はしないでください。

＊ 交通安全については、十分ご注意ください。

＊ 自転車で送迎する時には次のルール・マナーを守って使用してください。

① ヘルメットを被る。
② 幼児座席を取り付け、子どもの足が巻き込まれないようにする。
③ 自転車に子どもを乗せたまま離れないようにする。
④ 自転車を停める時は、置いてよい場所か確かめ、周囲に十分注意する。

（自転車は道路交通法上「軽車両」となっています。違反をすると罰則が科せられる時があります。警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」より）

＊ 自転車での送迎の際、敷地内の自転車走行は大変危険です。（ビル下は私有地です）
自転車は降りて通行してください。駐輪は指定の場所にお願いします。

＊ 登降園に子どもが、キックボードや子ども用自転車、三輪車等を利用することは、通行の妨げや安全面の問題から行わないでください。

＊ 園内のバギー置き場は場所が限られています。たくさんの人が使いやすいように、バギーは、たたんで利用してください。

＊ 園の敷地内はすべて禁煙です。食べ物や玩具の持ち込みも禁止しています。

＊ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教、政治及び営利目的の勧誘、活動はしないでください。

１７　ご意見・ご要望・苦情等に関する相談窓口

保育園以外にも、保育園や子育てに関する相談ができる窓口があります。困っていることがありましたら、以下の相談窓口にお問合せください。

保育園の運営や建物管理に関すること	園内相談窓口　主任 園内相談解決責任者　施設長 ●保育園を所管している 各総合支所管理課施設運営担当 （芝　3578-3135）（麻布 5114-8805） （赤坂　5413-0273）（高輪 5421-7067） （芝浦港南 6400-0033） ●委託事業者相談窓口 株式会社 パソナフォスター　相談担当 TEL　０３－６７３４－１２８４ ●保育課運営支援係　（3578-2848）
不適切な保育が疑われる時	●有限会社　子ども総合研究所 ●子ども政策課子ども施設指導係（3578-2852）
保育園の入園や認定等に関すること	●お住まいの住所地を管轄している、各総合支所 区民課保健福祉係 （芝　3578-3161）（麻布 5114-8822） （赤坂　5413-7276）（高輪 5421-7085） （芝浦港南 6400-0022） ●保育課保育支援係　（3578-2441）
育てに対する不安や悩みに関すること	●港区立子ども家庭支援センター TEL 5962-7215 （港区子ども家庭相談ダイヤル） TEL 5962-7202 （心理士・保健師の専門相談） ●港区児童相談所　TEL 5962-6500 ●港区立児童発達支援センター　ぱお TEL 6277-3106 ●港区みなと保健所地域保健係 TEL 6400-0084
児童虐待に関する相談	●港区児童相談所　TEL 0120-483-710 （港区児童虐待相談ダイヤル）
就学に関する手続き 特別支援に関する相談 （就学相談）	●学務課学事係 TEL 3578-2726～2729 ●教育人事企画課特別支援教育担当 TEL 5422-1543
第三者委員	●堀総合法律事務所 弁護士　藤池智則 TEL　6734-1280
受付方法	①受付窓口への直接のお申し出 ②電話での申し出 ③ご意見ＢＯＸ・広聴はがき （園内設置・匿名可） ④ 広聴メール（港区ホームページから入れます）

保護者の皆様へ

登降園管理システムの利用方法

登園では区立認可保育園にならい、登降園管理システムを用いたＱＲコードの読み取りにより、登降園管理を実施します。また、延長保育利用料金につきましても、同様となります。下記のとおりの利用方法になりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 延長保育利用対象者および利用料金

延長保育利用者	ワンモア利用者	遅 延 者 等
午後６時１６分～ ・仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方	午後７時１６分～ ・仕事のためお迎えが間に合わない原則標準時間認定の方	・延長保育の利用申込をしないでお迎えが午後６時１５分を過ぎた方 ・短時間認定の方で午前９時から午後５時以外の時間に保育を実施した場合※
・１時間０円、２００円、４００円です。 （階層によって異なります。）	・１時間２００円、４００円、６００円です。 （階層によって異なります。）	・１時間０円、２００円、４００円です。 （階層によって異なります。） ・午後７時１６分以降はワンモア利用者の金額設定と同じになります。

※保育園の行事の都合で、短時間認定の方が午前９時前に登園する場合は、延長保育料は発生しません。

2　事前準備

延長保育の利用の有無に関わらず、お子さんを送迎される保護者の方には、ご自身のスマートホンにコドモン保護者アプリをダウンロードしていただきます。保育園からお子さんのＩＤとパスワードをお渡しします（兄弟姉妹がいる場合はお子さんごとにお渡しします）。毎日の登降園時間は、ＱＲコードの読み取りが打刻となりますで、必ず携帯していただくようお願いいたします。

3　ＱＲコードの利用

① 登降園時に、コドモン保護者アプリから「登降園打刻ＱＲコード」を表示し、保育園に設置されているＱＲコードリーダにかざしてください。兄弟姉妹が同じ保育園に通園している場合は、ＱＲコードをかざすとＱＲコードリーダ画面にそれぞれのお名前が表示されますので、対象のお子さんのお名前をタップし、登録してください。
② ①のデータを基に毎月月末に利用料金を集計します。
③ ②で集計しました金額を別途、引き落としさせていただきます。

※ 延長保育時間内のお迎えは、原則として保護者の方（父母のどちらか）にお願いいたします。（事情によりベビーシッターを利用している場合は考慮します。）
尚、当日のお迎え時に緊急を要するやむを得ない事態（交通事情、気象事情、保護者の体調不良、家族の急病等）が起き、保護者以外の方になる場合は保育園にご連絡ください。

※ 交通障害等による遅延の場合も、延長保育料金発生の対象となります。

お問い合わせ先　港区芝浦橋保育室　℡　０３－６８６５－１００４

ＱＲコードによる登降園記録について

当園では、園児の送迎に際し、セキュリティーの向上と事務作業の省力化を図るため
ＱＲコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には予めコドモン保護者アプリをダウンロードし、アカウント登録をした
スマートフォンをお持ちください。

ＱＲコード打刻

登園/降園時に、打刻用端末にＱＲコードをかざしてください。

保護者アプリを開き、スマートフォンの画面にＱＲコードを表示します。
登降園入退室時にリーダーにかざします。兄弟姉妹がいない場合は、これで打刻完了です。

兄弟姉妹がいる場合は、QRコードをかざすと、ひもづけされた兄弟姉妹全員の名前が表示されます。欠席のお子様がいたらタップして、チェックをはずし「1 人打刻」をタップすると打刻が完了します。

タッチ打刻

画面下部の「手動で打刻」をタップします。

クラスと園児の名前を選びます。次に入室・退室のいずれかを選択して「打刻する」をタップします。これで打刻が完了します。
兄弟姉妹がいる場合は、ＱＲコード打刻と同様に操作します。

18　全体的な計画

理念/方針/目標など

教育理念	私たちパソナフォスターは、健やかで優しさと思いやりをもった子どもたちを育みます。 そして、感性豊かで何事にも感謝・感動できる子どもたちの成長を願い、多様な学びを通して一人ひとりの個性を活かし、得意を育てます。	行動指針	<u>社会のために</u> 私たちは、「未来ある子どもたちを育むこと」を使命とし、常に社会に必要とされる会社であり続けます。 私たちは、子どもたちが夢に向かって挑戦できる機会を構築し、健康で笑顔溢れる環境づくりを目指します。 <u>保護者のために</u> 私たちは、保育のプロとして、慈しみの心をもって子どもたちと向き合い、安心感、信頼感をもたれる良きパートナーとなります。 私たちは、仕事と子育ての両立を支援することで、子どもたちとご家族の豊かな未来を応援します。 <u>子どものために</u> 私たちは、全ての子どもたちの可能性を信じて、一人ひとりの個性を尊重します。 私たちは、子どもたちに対してまごころと思いやりをもって接し、その成長を支援します。 <u>共に働く仲間のために</u> 私たちは、いつもニコニコ明るい笑顔、いつもハキハキ優しい言葉、いつもイソイソ働く手足を実践し、常に自己を磨き行動します。 私たちは、働く豊かさ、楽しさを分かち合い、子どもたちの明るい未来に向けて仲間と共に挑戦し続けます。		
保育理念	変化に柔軟に対応でき、自分で解決する能力とたくましく「生きる力」をもった子どもを育む ・尊重・敬意 RESPECT 互いを受けとめ合い、自主性・自立を尊重します。 ・育む NURTURING 子どもの意欲を愛情込めて受容し援助します。そして保育者・保護者も成長します。 ・信頼 TRUST 子ども・保護者の気持ちに寄り添い子どもの成長や子育ての喜びを共にします。 ・変化への柔軟性 OPENNESS CHANGE 保育者は子ども心躍る環境を提供し、変化を捉える意識と情熱を引き出す環境をつくります。 ・調和 BALANCE カリキュラムの「ねらい」と「内容」を明確にして、心と身体の調和のとれた保育を実現します。 ・維持 SUSTAINABILITY 子どもの育ちを保育園と家庭で継続して見守ります。	食育理念	食べることは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から保育園と家庭が連携し、一人ひとりの子どもの発育・発達状態を適切に把握していきます。そして、豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための基礎を培います。 ・お腹がすくリズムのもてる子ども ・「食す」仕組みに興味を持つ子ども ・「食」のマナーを学べる子ども ・感謝の気持ちを持てる子ども ・「伝承の味」が好きな子ども ・食事を楽しむことができる子ども	保育方針	保育所保育指針に基づき、パソナフォスターの保育理念、および保育目標に沿った保育計画を立案・実施し、子ども一人ひとりの情緒の安定を大切にしながら、それぞれの育ちを丁寧に行い、安全かつ適切な運営を継続する。
保育目標	・よく見、よく聞き、よく考える子ども ・人の気持ちがわかる子ども ・感性豊かな子ども	品質目標	【重点テーマ】 （保育） 保育の質の向上 （給食） 事故防止のためのダブルチェックの徹底	幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿	健康な心と体 ②自立心 ③協同性 ④道徳性・規範意識の芽生え ⑤社会生活との関わり ⑥思考力の芽生え ⑦自然との関わり・生命尊重、 ⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ⑨言葉による伝え合い ⑩豊かな感性と表現

社会的責任	人権尊重	説明責任	情報保護	苦情処理・解決
・社会福祉施設として公益性を持ち、地域社会への貢献を果たす ・子どもと家庭を支え、地域との連携を通して、持続可能な社会づくり（SDGs）にも寄与する ・法令遵守、公正・誠実な運営、透明性のある情報発信により信頼を生み、地域全体の安心につなげる	・子どもの最善の利益を守り、人格と多様性を尊重する保育を基本とする ・子どもを一人の人間として大切にし、その思いや違いを受け止めることで、他者への思いやりや相互尊重の文化を育む ・保護者・職員間でも尊重の姿勢を保ち、安心できる環境をつくる	・保育内容、運営方針、事故対応、食育、保健衛生、安全対策等について保護者や地域に対しわかりやすく説明し、双方向のコミュニケーションを重視する ・記録を残し、対話を通じて保護者の信頼を得る ・保育の質向上のため誠実さと透明性を重視する	・個人情報保護法に基づき、目的外使用禁止・適切な取得・管理・第三者提供制限・安全管理を徹底 ・保護者・子どものプライバシーを尊重 ・職員研修で情報保護意識を高め、安全な保育環境の基盤とする	・苦情や意見に対して誠実・迅速・公平に対応し、保育の質向上の機会とする ・苦情受付体制を整え、対応状況を記録・共有することで、保護者や地域との信頼関係の維持・向上を図る ・定期的に対応方法を見直し、組織として対応力を高める

年齢別保育目標

0歳児	家庭と連携して保育者と愛着関係を結び、遊びや食事を通して五感の発達を促す。	3歳児	遊びや生活を通して、仲間との関係を育て、自分の要求や思いを言葉や行動で表現する環境をつくる。
1歳児	安心感の中、探索活動が十分にできる環境を整え、豊かな経験を通して興味関心を広げる。	4歳児	基本的生活習慣を獲得する。そして自己表現しながら、友達と調和して喜びを共有する自律する力を育む。
2歳児	友達へ関心をもち、言葉で表現する喜びを感じる。基本的生活習慣が快い感覚として身につくようにする。	5歳児	自己の創造性を働かせながら、仲間と協力する活動を保障する。就学に向けた社会性を身に付けられるようにする。

保育の内容

項目		0歳児	項目		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
養護	生命の保持	・一人一人の子どもの生活リズムを重視し、生理的欲求を十分に満たす。 ・家庭と連携を密に取りながら、一人一人の心身の発育や発達状況を把握し適切に対応する。	養護 ※2つ以上記載	生命の保持	・一人一人の子どもの生活リズムを把握し、生理的欲求を満たす。 ・家庭と連携を密に取りながら、一人一人の心身の発育や発達状況を把握し、適切に対応する。	一人一人の健康状態や発達状況を把握し、快適に過ごせるようにする。 ・安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。	・健康的な生活習慣が身につくようにする。	・運動と休息の適切なバランスや調和を図りながら、基本的な生活リズムが整うようにする。	・健康で安全な生活に必要な習慣を身につけ、自ら進んで行動できるようにする。
	情緒の安定	・子どもの気持ちを表現する喃語や身振りなどに、やさしく繰り返し対応する。		情緒の安定	・自我の芽生えを喜び、受け止めてもらうことにより、自分の感情を表出したり抑えたりして、気持ちを立て直していく心の力が育つよう援助する。	・様々な自己主張を受けとめ、一人一人の気持ちに共感したり仲立ちとなったりしながら、自我の育ちを援助する。	一人一人の気持ちや考えを受け止め、自我の形成と共に主体的な行動や探求意欲が高められるようにする。	自己肯定感を育み、他者を受容する気持ちを育てる。	・仲間との葛藤を体験しながら互いを認め合い、自らをも肯定する気持ちが促されるように、一人一人の子どもの育ちを認める。

保育の内容

項目		0歳児	項目		1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
教育 三つの視点	健やかに伸び伸びと育つ	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。 ①身体感覚が育ち、快適な環境に心地よさを感じる。 ②伸び伸びと体を動かし、はう、歩くなどの運動をしようとする。 ③食事、睡眠等の生活のリズムの感覚が芽生える。	教育 五つの領域 ※2つ以上記載	健康	・保育者の愛情豊な受容の下で、安定感をもって生活する。 ・体を十分に動かし、自分で様々な動きをすることを楽しむ。	・走る・跳ぶ・登る・押す・引っ張る・などの全身を使った遊びを楽しむ。 ・保育者に援助してもらいながら、衣類の着脱や便器での排泄ができるようになる。	・健康な生活のリズムを身に付ける。 ・すすんで戸外で遊ぶ。 ・様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。	・自発的な遊びの中で、十分に体を動かす。 ・保育所での生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。	・身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄、整理等、生活に必要な活動を自分でする。 ・危険な場所や遊び、災害時などの行動がわかり、安全に気を付けて行動する。
				人間関係	・保育者や周囲野子どもとの安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。 ・保育者の受容的・応答的な関わりの中で、欲求を満たし、安定感をもって過ごす。	保育者の仲立ちにより、他の子どもとの関わり方を少しずつ身に付ける。 ・保育所の生活に慣れ、きまりがあることや、その大切さに気付く。	・自己主張のぶつかり合いによる、葛藤を繰り返しながら、関わり方を知り、保育者や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 ・自分でできることは自分でする。	・いろいろな遊びを楽しみながら、物事をやり遂げようとする気持ちを持つ。 ・友達と積極的に関わりながら、自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気付く。	・友達とのかかわりを深め、思いやりを持つ。 ・友達と共通の目的を見出し、協力したりする。 ・良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動する。
	身近な人と気持ちが通じ合う	受容的、応答的な関わりの下で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。 ①安心できる関係の下で、身近な人と共に過ごす喜びを感じる。 ②体の動きや表情、発声等により、保育者と気持ちを通わせようとする。 ③身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。		環境	・安全な環境での探索活動等を通して、五感の働きを豊かにできるようにする。 ・玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。	・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や仕組みに気付く。 ・自分の物と人の物の区別や、場所的感覚など、環境を捉える感覚が育つ。	・自然に触れて生活し、大きさ、美しさ、不思議さになどに気付く。 ・身近なものを大切にする。	身近な物や遊具に興味を持ち、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したり工夫して遊ぶ。	日常生活の中で、数量や図形、標識や文字などに関心を持つ。 ・季節の行事や地域、国内外の様々な文化や伝統に親しむ。
	身近なものと関わり感性が育つ	身近なものと関わり感性が育つ環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。 ①身の回りのものに親しみ、様々なものに興味や関心をもつ。 ②見る、触れる、探索するなど、身近な環境に自分から関わろうとする。 ③身体の諸感覚による認識が豊かになり、表情や体の動き等で表現する。		言語	保育者の応答的な関わりや話しかけにより、自ら言葉を使おうとする。 ・絵本や紙芝居を楽しみ、簡単な言葉を繰り返したり、模倣したりして遊ぶ。	・育者が仲立ちとなって、生活や遊びの中で友達との言葉のやりとりを楽しむ。 ・保育者や友達の言葉や話に興味や関心をもって、聞いたり、話したりする。	人の話を興味や関心をもって聞き、相手に伝わるように話したりする。 ・絵本や物語などに親しみ興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。	生活の中で、言葉の楽しさや美しさに気付く。 ・したいこと、してほしいことを言葉で表現したり、わからないことを尋ねたりする。	・いろいろな体験を通じて、イメージや言葉を豊かにする。 ・したり、見たり、聞いたり、感じたり、考えたりしたことを自分なりに言葉で表現する。
				表現	・水・砂・土・紙粘土など様々な素材に触れて楽しむ。 ・歌を歌ったり、わらべうたや簡単な手遊び、全身を使う遊びを楽しんだりする。	・音楽、リズムやそれに合わせた体の動きを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、興味のあることや経験したことを自分なりに表現する。	・生活の中で、様々な音、形、色、手触り、動きなどに気付いたり、感じたりして楽しむ。 ・友達と共に歌やリズム遊びを楽しみながら、心地よさを感じ、表現する喜びを味わう。	・かいたり、つくったりすることを楽しみ、遊びに使ったり、飾ったりする。 ・自分のイメージを動きや言葉で表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。	様々な出来事の中で、感動したことを伝え合う楽しさを味わう。 ・音楽に親しみ、歌を歌ったり、リズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。
食を営む力の基礎 ※2つ以上記載		・授乳や離乳食を通じて心地よく食べ、食べる喜びを知る。 ・食への興味や安心感を育む。	-		・食事のリズムを整える ・自我の芽生えを大事にし、食べる意欲を育てる	五感（見る・触る・嗅ぐ・聞く・味わう）を使い、楽しく食べ、食に関心をもつ ・色々な素材の味を知る	・食事のマナー、自立心を育む。 ・みんなと一緒に食べる楽しさや喜びを知る。	・季節の食材に触れ、旬の食べ物に興味を持つ。 ・食への感謝やマナーを身につける。	・食べ物と体の関係に興味を持つ ・「いのち」をいただく気持ちを持ち、感謝の心を育む

看護・保健等	健康管理	・子どもの健康・発育の定期的把握、健診・健康観察、異常時の適切対応 ・職員健診・検便、保健的環境整備、安全確保、健康教育（食育を含む）推進 ・疾病・事故予防、家庭・医療機関連携、災害備えの体制構築
	環境・衛生管理	・清掃・消毒・換気・採光・音・臭気環境の整備により、安全で快適な環境を維持 ・感染症対策指針の整備・実施と保護者への情報提供を徹底 ・食器・玩具など物品の衛生管理を適切に行う
	安全対策・事故防止	・年間安全計画や避難訓練で危機対応力を高め、事故防止に努める ・ヒヤリハット共有、安全教育、マニュアル整備、職員研修を実施 ・災害時に備えた連携体制を構築し、安全文化を園全体で醸成
保護者・地域との連携	入所する子どもの家庭との連携と子育て支援	・連絡帳・園だより等で情報共有や育児相談を行い、相互理解を促進 ・家庭の実態・ニーズ把握に基づき、特性を生かした個別支援を提供 ・不適切養育の疑い時はプライバシーに配慮し、園全体で支援体制を構築
	地域の保護者等に関する子育て支援	・施設や保育所の機能を開放し、地域の子育て支援に活用 ・保護者の孤立を防ぐ観点も含め、育児相談・助言や情報提供を随時行う ・一時預かりなど多様な活動を通じ、関係機関と連携
	地域における連携・交流・地域活動	・地域・自治体・関係機関・学校等と連携し、子育て支援ネットワークを形成 ・行事や活動への参加で、子どもが多様な人や文化に触れる機会を提供 ・災害時を含めた地域との連携体制を強化
個別ニーズへの対応	個別発達支援	・配慮を要する園児の実態把握と個別指導計画の作成 ・保護者・専門機関と連携し、支援計画を定期的に評価・見直し ・職員間で共通理解を深め、適切な支援体制を整備
	長時間保育（定期的な預かり等を含む）	・子どもの発達過程を把握し、ねらいに沿った保育内容を検討 ・関係構築や遊びの展開が可能な環境を整備 ・長時間保育では生活リズムに配慮し、職員体制と家庭連携で質の高い保育を提供
異年齢保育		・異年齢児同士の関わりで育ち合い、心身の成長発達を促進 ・小学校との情報交換や交流で子どもの不安を軽減 ・就学後の適応を意識した年長児保育を工夫し、研修や接続会議にも参加
小学校との連携		・「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を理解し、個々の成長を支援 ・小学校との情報交換・交流で子どもの不安を和らげる ・年長児保育を工夫し、生活・遊びの学びを積み重ね、研修や接続会議にも参加
特色ある保育		・CRAYONBOOKを活用し、保育・食育・研修を実践 ・園の理念や地域資源を生かし、自然保育・食育・地域交流・外国文化などの独自活動を実施 ・異年齢児保育や遊びを通じて主体性と豊かな感性を育む
職員の資質向上・研修		・本社・園内・外部研修やキャリアアップ研修を通じ、保育の専門性と倫理観を向上 ・CRAYONBOOKや「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を活用し、実践を振り返る ・研修計画の体系化、成果の共有・活用、評価に基づく改善を実施
自己評価		保育所の自己評価 ・①保育実践の計画と評価（年間カリキュラム等）②組織的なマネジメント評価（内部監査/苦情対応/安全点検等）③社会的・対外的な評価（運営委員会/外部監査 /ISO審査結果/第三者評価等）④総評の4つの視点で実施 ・保育士等の自己評価も踏まえ、全職員で保育所の自己評価を振り返り、課題・次年度改善方針を共有し、保育の質向上に活かす
		保育士等の自己評価 ・年2回の自己評価シートやCRAYONBOOKで保育の振り返りを実施 ・定期的に自己評価し、外部視点や職員会議での学びも活用しながら反省と改善を重ねる ・結果を研修・保育計画に反映し、保育の質を向上

１９　保育園の主な行事（予定）

＊保育園ではお子さんの成長発達に合わせて、いろいろな行事を行っています。保護者参加の行事や懇談会は、園でのお子さんの姿を見たり知っていただき、育児の参考にしていただく内容となりますので、是非ご参加ください。
＊詳細な日程につきましては「年間行事予定表」を、年度当初に配布しています。
また、社会情勢等により内容の変更や中止の場合も有りますので、ご了承ください。
※印の行事は、保護者参加の行事になります。

月	保育行事	健康・その他
4	入園・進級祝い会 （※新入園児保護者参加）	＜健康関係＞ ・身体計測　（毎 月） ・健康診断 ０歳児　（月２回） １，２歳児　（月１回） ３，４，５歳児　（年２回） ・歯科健診 全クラス　（年２回） ・視力検査 ４，５歳児　（年１回） ＜その他＞ ・クラス懇談会 （年２回） ・個人面談　（年２回） ・保育参観，参加 （随 時） ・誕生会 （お子様の誕生日） ・避難訓練，危機管理訓練 （毎 月）
5	子どもの日 ピクニック　（３，４，５歳児クラス） 〇お弁当持参	
6	虫歯予防デー 雨の日のお楽しみ	
7	七夕のつどい ※夏まつり　（全クラス保護者参加）	
8	すいか割り　（３，４，５歳児クラス）	
9	※運動会　（３，４，５歳児クラス保護者参加）	
１０	お月見の会 芋ほり遠足（４歳児クラス）　〇お弁当持参	
１１	バス遠足　（５歳児クラス）　〇お弁当持参 勤労感謝 ※親子ふれあい会（乳児クラス保護者参加）	
１２	観劇会（予定） ※冬のおたのしみフェスティバル （３，４，５歳児クラス）	
１	新春のつどい	
２	節分会 交通安全教室　（３，４，５歳児クラス）	
３	ひなまつり会 ※卒園祝い会　（５歳児クラス保護者参加） お弁当遠足　（３，４歳児） お別れ遠足　（５歳児）　〇お弁当持参	

２０　保育園の一日　（季節と成長に応じて、時間に多少変更があります）

時間	ふらわー（0歳）	す　た　ー（1歳） れいんぼー（2歳）	さにー　（3歳） すかい　（4歳） あーす　（5歳）
7：15 （開園）	順次登園／検温 遊び	順次登園／検温 遊び 発達に合わせた遊びや 戸外活動や様々な経験	順次登園／検温 遊び 年齢に応じた遊びや異年齢 のかかわり、戸外活動など 様々な経験
9：00			
9：30			
10：15	離乳食（初期）		
10：30	離乳食（中期）		
	遊び		
10：45	離乳食（後期）		
11：00	食事（完了食）	食事	
11：30		午睡	
12：00	午睡　検温		
12：30			食事
14：15	午後食（離乳食） おやつ（完了食） 遊び	めざめ 検温 おやつ	午睡 or 休息 めざめ
15：00		遊び	おやつ 遊び
16：30		順次降園 遊び	順次降園 遊び
18：15 （延長保育）	≪　延長保育　≫		
19：15			
20：15 （閉園）	≪延長保育（ワンモア）≫		

２１　持ち物について

● 園で用意するもの

① コットベット

② 寝具・敷布団（２～３歳児）

● 入園時にご家庭で用意するもの

＊集団生活の中で使用します。紛失や間違いを防ぐために、全ての持ち物（紙オムツにも）に大きく名前を記入しましょう。

	品名	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児、４歳児、５歳児
①	食事用エプロン	２枚			
②	紙オムツ	７～１０枚程度		５組程度	必要に応じて
③	着替え	５組程度		３組程度	１～２組程度
④	洗濯物入れ袋 (エコバック等)	１袋(４０ｃｍ×４５ｃｍ程度でまちつきの物 ０歳児以外は持ち手つきの物をご用意ください ⇒バスタオル２枚が入る大きさ			
⑤	登降園用リュック			１個	
⑥	避難靴		１足		
⑦	避難用靴下	１足			
⑧	帽子	１つ			
⑨	上履き			１足 （毎末に持ち帰り、洗濯して下さい）	
⑩	上履き袋			１袋	
⑪	バスタオル（敷用）	敷用バスタオル１枚 ＜※作り方参照＞			
⑫	バスタオル（掛用）	掛け用バスタオル１枚			
⑬	コップ （巾着袋）	１つ			
⑭	水筒				１つ

※　必要な方は、紙おむつのサブスクリプションサービスが利用できます。

●クラス保管させていただくもの

	品名	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児、４歳児、５歳児
	ビニール袋	１束（２５㎝×３０㎝程度のもの１００枚程度）			

【おひるね用コットのサイズ】

全クラス、コット（簡易ベット）を使用します。０、１歳児は個人用のバスタオルをご用意ください。

※市販のゴム付きマットの使用も可（サイズは必ず確認してください）

０、１歳児クラス

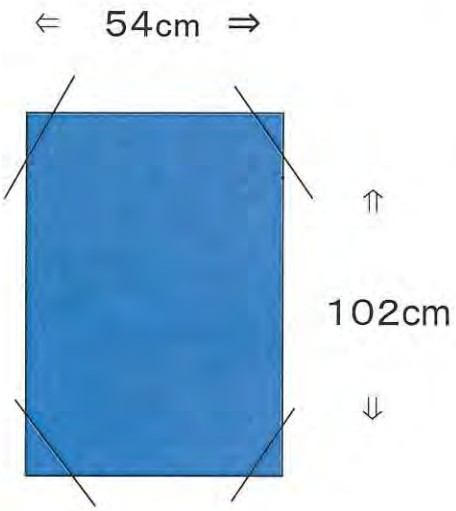

２歳児以上クラス

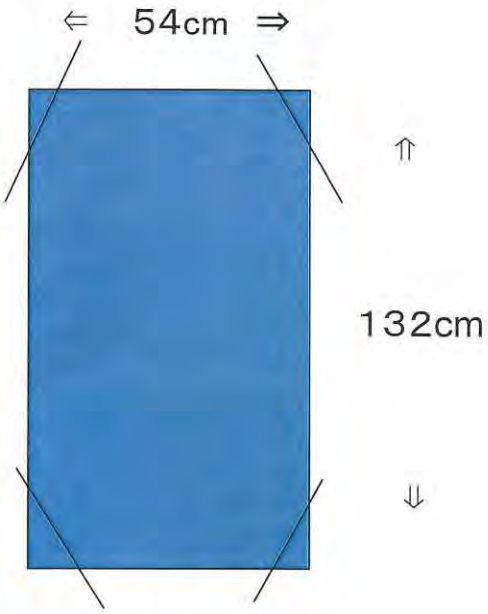

コット用バスタオルの作り方

1　バスタオルの四隅の角から１５cmほどのところにゴムを輪にしてください。
（ゴムは３５cm位の長さ、１．５ｃｍ～２．５ｃｍ幅の物が良いようです。
伸びてきたらその都度取り替えをお願いします）

2　名前はひらがなで左上に分かりやすく大きく記名するか、名前用の布
（縦１５ｃｍ×横１８ｃｍ）を張り付けてください。

＊バスタオルが大きい場合は、
折り返して縫い付けてください。

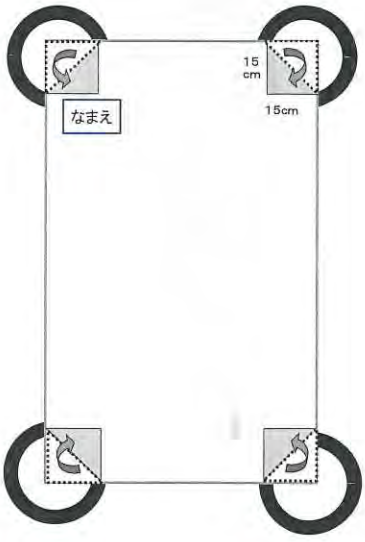

服装について

外用上着は必ずフードなし！！
フードは遊具に引っかかって危険です。丈の長いものは動きにくいです。

前髪は目にかからない
長さを保ちましょう

髪の毛が長い場合は
結びましょう

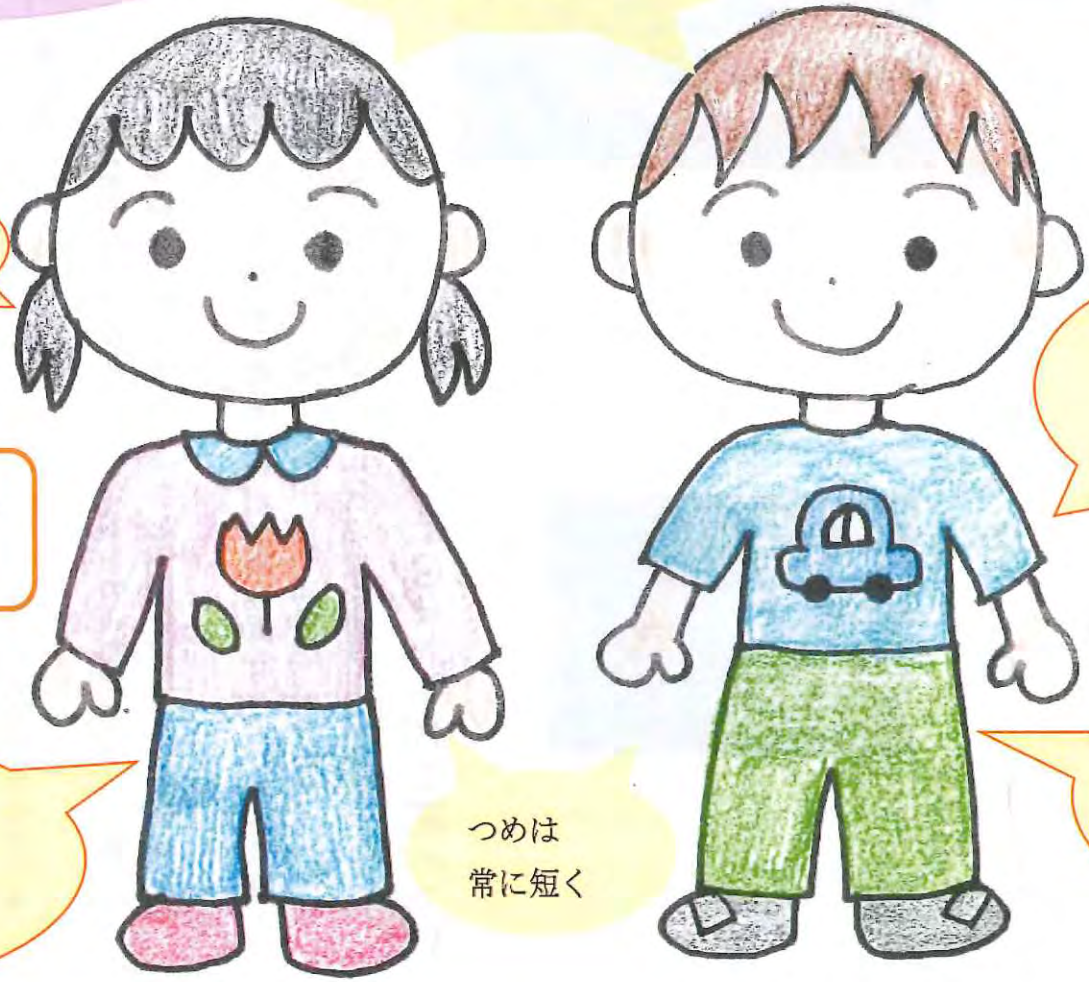

前に絵があると
前後が自分でも
わかりやすいですよ

洋服は少しゆとりがあった方が、
自分で着脱しやすいです。

ケガを防ぐために
夏でも長ズボンを
履きましょう

スカート・チュニックは
遊ぶ時に危険なのでズボ
ンにしましょう

つめは
常に短く

２２　お散歩マップ

お散歩コース（芝浦中央公園方面）

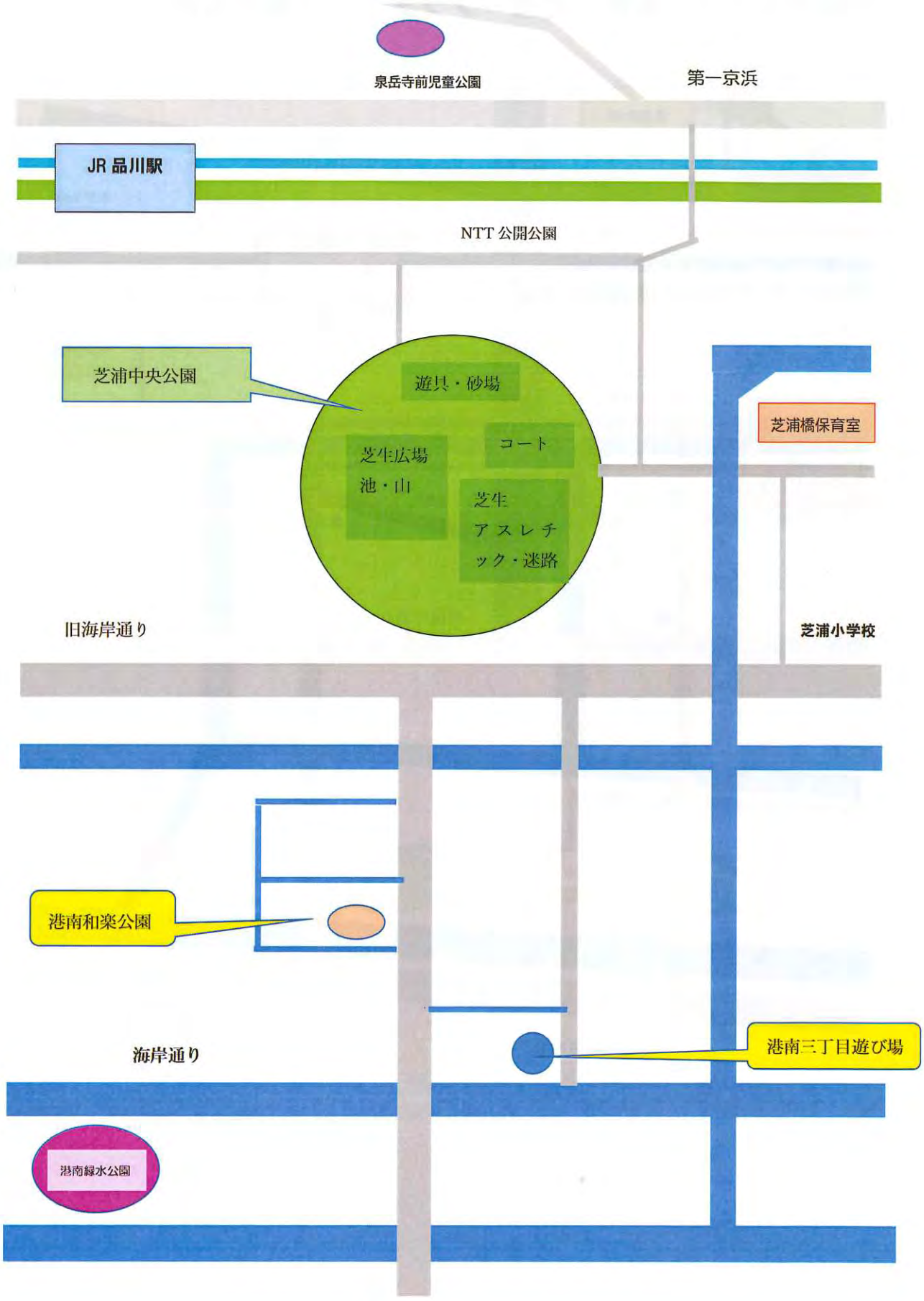

お散歩コース（亀塚・芝浦・プラタナス公園他方面）

２３　給　　食

子どもにとって食べることは、身体の発育だけでなく、情緒面の発達にも影響を与えます。乳幼児期は特に、日々の活動も激しく、からだが小さくても多くの栄養を必要とします。
そこで保育園給食では、栄養のバランスを考えるとともに、マナーの習得や、楽しく食事ができるようにいろいろな配慮をしています。

給食の目標

○　食物に対する関心を高め、食べる意欲を育てる。
○　食を通して自分の体を守る力を伸ばせるように働きかける。
○　皆で楽しく食事をして、望ましいマナーを身につける。

保育園給食について

（１）　給食は「昼食＋おやつ」を基本とし、延長保育が必要な子どもには補食、夕食を提供しています。おやつは手作りおやつを基本としています。

（２）　乳幼児は咀しゃくや消化吸収、代謝機能が未熟なので、発育段階にあわせて給食を行っています。離乳食は５～６か月頃（初期）、７～８か月頃（中期）、９～１１か月頃（後期）、１２～１８か月頃（完了）を目安にしています。

（３）　保育園における給与栄養量の割合は、一日の給与栄養目標量のうち乳児は５０％、幼児は４０％を目標としています。

（４）　新鮮な季節の食材を使い、素材の味を生かすため薄味にしています。

（５）　乳幼児期は、細菌感染に対する抵抗力が弱いので、衛生管理には十分注意をしています。

（６）　乳幼児の食事時間は３０～４０分を目安としています。

給食と家庭の食事

食事はできるだけ規則正しくとることが大切です。
次頁の図は、１日の食事のうち園と家庭との割合を示したものです。（色塗部分が家庭での食事）家庭の食事もバランスの良い物を工夫しましょう。特に朝食は、一日の生活のリズムを作り、意欲的に遊ぶための活動源になりますので、しっかりとるようにしましょう。

１～２歳児

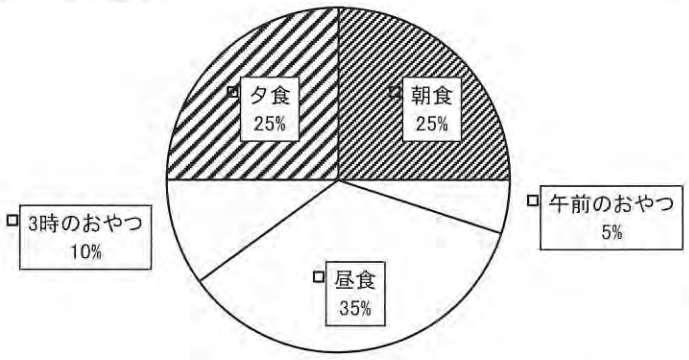

３～５歳児

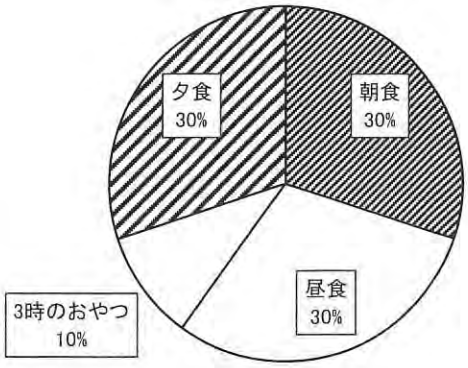

※ 毎月の献立表や配付物は、必ず目を通しましょう。
※ 毎日の保育園給食の内容は、保育園の展示食をご覧ください。
※ 保育園におけるアレルギーの発症を防止するため、給食で提供される食品を初めて食べること（初摂取）がないように献立表を確認し、自宅で数回試してください。

＊ 一 日 の 目 安 量　　（単位：ｇ）

働き	食　品	１～２歳	３～５歳	めやす量
働く力や体温となる	※ごはん	90～100ｇ×３回	100～110ｇ×３回	じゃが芋　１個　１５０ｇ 砂糖　小さじ１　３ｇ 油　大さじ１　１２ｇ
	いも類	４０	５０	
	砂糖	５	７	
	菓子類	２０	３０	
	油脂	１０	１２	
からだの調子をととのえる	緑黄色野菜	８０	８０～１００	ほうれん草　１把 ２００～３００ｇ きゅうり　１本　１００ｇ りんご　１個　２４０ｇ
	淡色野菜	１２０	１２０～１５０	
	海草	少々	少々	
	果物	１００	１００	
からだをつくる	卵	３０	４０	卵　１個　５０ｇ 魚　１切　８０ｇ 豆腐　１丁　３００ｇ 牛乳　１本　２００ml
	肉	３５	４０	
	魚	３５	４０	
	大豆製品	４０	５０	
	牛乳	３００ml	２５０ml	

※ごはん１００ｇ（子ども茶碗１杯）と同じエネルギー量・食パン８枚切１枚、ゆでうどん１００ｇ、乾スパゲティー４０ｇ

食事発達のめやす

区分	月年齢	食事発達のめやす	備考　☆…調理形態 ★…年令別ポイント
	4か月	チュッチュッ期（舌飲み） ・液体を飲むことができる	☆液体ミルク、湯冷ましなど
離乳食	5～6か月頃 （開始期から初期）	ゴックン期（口唇食べ） ・くちびるを閉じてゴックンと飲み込む	☆ヨーグルト状やポタージュ程度
	7～8か月頃 （中期）	モグモグ期（舌食べ） ・舌と上あごでモグモグできるようになる	☆豆腐くらいの固さで、舌と上あごでつぶせる程度
	9～11か月頃 （後期）	カミカミ期（歯ぐき食べ） ・上下２本の前歯が生えそろう時期 ・前歯でかみ切り、歯ぐきでつぶすことができる	☆弾力のあるバナナくらいの固さで、歯ぐきでつぶせる程度
完了食	12か月 ～ 18か月頃	パクパク期 ・離乳の完了 ・スプーンを持って食べようとする	☆肉団子くらいの固さで、歯ぐきでかみつぶせる程度
乳児	19か月頃 ～ 2歳	・スプーンやフォークを使い一人で食べられるようになる	★主食、副食、汁物が交互に食べられるように働きかけましょう
幼児食	3歳	・はしが少しずつ使えるようになる	★落ち着いて一定時間で食べることを習慣づけましょう
	4歳	・はしが使えるようになる。 ・友達と食べる楽しさを知るようになる	★食べる時の姿勢、食器の正しい扱い方を教えましょう
	5歳	・自分で量をコントロールすることができる ・マナーが身につく	★食物とからだのつながりを知らせ、好き嫌いなく食べることができるようにしましょう

２４　健　康　管　理

乳幼児期は生涯にわたる健康づくりの基盤になります。
保育園の生活を通して、ご家庭と一緒により良い健康づくりをしていきましょう。

早寝・早起き

決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整え、規則正しいリズムで睡眠をとりましょう。

＜一日の睡眠時間（昼寝を含むおおよそのめやす）＞

年　齢	1歳未満	1～2歳	3～6歳
時　間	13時間以上	12～13時間	10～12時間

登園する前に

ご家庭でお子さんの体温を測定し、体調に変化がないか全身状態をチェックしましょう。

＜ こんな時は登園を控えましょう ＞

・発熱や呼吸器症状が認められた場合
　※ 解熱後２４時間以上が経過し、呼吸器症状が改善するまでは登園を控えてください。
　※ 解熱剤を使用した場合は、解熱剤使用後 24 時間ご家庭で様子をみてください。
・複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢や嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状が認められる場合
・急な発疹・発赤・腫れなどの皮膚症状が出ている場合
・水分・食事がとれない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの場合
・ご家庭で頭部打撲などの大きな怪我をされた時は、状況により登園を控えて頂く場合があります。

清　　潔

清潔の習慣は、病気や感染症から身を守ります。
入浴、洗髪、体を拭くなど、常に体全体の清潔を心がけ健康的な生活を送りましょう。
幼児は、まだ自分ひとりでは十分にできません。大人がしっかり援助してあげましょう。

（1）　石けんと流水による手洗い、うがいの習慣をつけましょう。
（2）　毎日入浴、洗髪をしましょう。　特に、洗髪はアタマジラミ感染防止のために子どもだけに任せず大人が確認しましょう。
（3）　手や足の爪は、一週間に一度必ず切りましょう。
　　（爪の角はひっかからないように整えましょう）

乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために

ＳＩＤＳとは、元気だった乳児が前ぶれもなく亡くなってしまう病気です。原因はわかっていませんが、日ごろから次のようなことを心がけることで、病気の発生を減らせることがわかっています。

（1） 寝かせるときは、ご家庭でもあお向け寝にしましょう。
（医師の指導がある場合はそれに従いましょう。）
（2） 妊娠中や乳児の周囲では、たばこを吸わないようにしましょう。
（3） 睡眠中は呼吸を妨げないように環境を整え、十分な見守りをしましょう。

※ 保育園では睡眠中は呼吸状態などの観察を行い、異常の早期発見に努めています。

予 防 接 種

保育園など小さな子どもの集団では、感染症の大流行が発生する危険があります。
予防接種で自己防衛するとともに、集団の防衛力を強化することにもなりますので、体調のいい時に積極的に受けましょう。
予防接種には、国が定期に接種を勧める「**定期予防接種**」と受けたい人が主治医と相談して有料で受けられる「**任意予防接種**」があります。ワクチンにはそれぞれ接種できる月齢や年齢があります。適切な時期に、速やかに接種するようにしましょう。

＜ こんなことに注意しましょう ＞

（1） 予防接種を受けた時に、次は何をいつごろ接種すればよいか、接種スケジュールはかかりつけの医師と相談しておくとよいでしょう。
（2） 予防接種を受けた時は、必ず保育園にお知らせください。
（3） 接種後は副反応が出ることがあります。できるだけ、接種後は静かにして観察できる午後からの接種をお勧めいたします。また、接種後 30 分は接種会場で様子をみるか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

乳幼児健康診査

母子保健法に基づいて港区が乳幼児に対して行うものです。乳幼児の健康状態をしっかりと把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげる上では、とても大切な健康診査です。大切な子どもの健康を守るために、適切な時期に受けられるようにしましょう。また、健康診査を受けられましたら、必ず保育園にお知らせください。

感 染 症

感染症にかかり治癒後、登園時には感染症の内容に応じてA「医師の意見書」またはB「保護者記入による登園届」の提出が必要です。

A 「医師の意見書」の提出が必要な感染症

※A「医師の意見書」は医療機関により有料の場合があります。

感染症名	症　状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん 〔はしか〕	発熱とともに、咳、くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると、発しんが出はじめる。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。	9～14日	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身倦怠感などの全身症状を伴う。咳、のどの痛み、目の充血を伴うこともある。	1～4日	症状がある時期(発症前24時間から発病3日程度が最も感染力が強い)	症状が始まった翌日から5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナ ウィルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻汁、味覚異常、嗅覚異常等	1～7日	発症後5日間	発症して後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経ってから
風しん	発熱とともに、発しんが出て3－4日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。	14～21日	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消えてから
水　痘 〔水ぼうそう〕	発熱とともに発しんが水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴。	14～21日	発しん出現1～2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 〔おたふくかぜ〕	発熱、食欲不振、耳下腺の腫れ、痛みがある。	14～21日	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結　核	咳、痰、発熱が2週間以上続く	1ヶ月以上	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱 〔プール熱〕 アデノウイルス性咽頭炎	急に高熱がでる。咽頭炎、目の充血がひどい。	5～7日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 〔アデノウイルス8型等〕	涙目、目の充血、目やにが多い (膿のような目やに)	2～14日	発症後2週間	医師により感染の恐れがないと認められてから(結膜炎の症状が消失してから)
百日咳	熱はほとんどなく、夜間に咳をするのが特徴。咳は一回出はじめると連続して出る。10～20コンコンして、最後にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。	7～14日	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌 感染症 〔O157、O26、O111等 ベロトキシン産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	3～8日	便中に菌を排出している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎 〔サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌〕	激しい腹痛、頻回の水様便さらに血便。発熱は軽度	細菌により様々	便中に菌を排出している間	症状がないか、下痢などの症状が治まり全身の状態が安定してから
急性出血性 結膜炎	急性結膜炎で結膜の出血が特徴	1～3日	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される間	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性 髄膜炎	発熱、頭痛、嘔吐が主症状	主に4日以内		医師により感染の恐れがないと認められてから

B「保護者記入による登園届」が必要な感染症

感染症名	症　状	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発しんがでる。苺舌、口角炎がある。発しんのあと、皮膚がむける。	2～5日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること 治療の継続をしていること
マイコプラズマ肺炎	乾いた咳が徐々に湿った咳になり 次第に激しくなる。	14～21日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日数	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱、食欲不振、のどの痛み等の症状で始まり、手のひら、足のうら、口の中、ひざ、ひじ、お尻などに水疱性の発疹が出る。	3～7日	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 〔リンゴ病〕	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹がでることもある。	10～14日	発しん出現前の 1 週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・ 腸管アデノウイルス等	下痢・嘔吐・発熱等を主症状とするが、だるくなるなど全身症状が悪くなりやすい。	原因により様々 1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振になる。	3～6日	急性期の数日間便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス 感染症	発熱、鼻汁、咳、喘鳴(ゼコゼコ)、 呼吸困難など。	2～8日	呼吸器症状のある間	呼吸器症状がなくなり、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	小さい水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れ、体の正中を越えない。	不定	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	突然高熱が 2～3 日続く。解熱後、細かい発しんが出て、2～3 日で消える。	約10日	発熱している間	解熱後 1 日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹 (とびひ)	虫さされ、湿しんなどをかきこわし細菌感染し、周囲の皮膚に広がる。かゆみが強い。	2～10日	水をもった発しんがある間(効果的な治療開始後 24 時間)	治療を開始後、発しんが乾燥しているか、おおえる程度のものであること
アタマジラミ	多くが無症状であるが、頭をかゆがることがある。	10～14日	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症				

- 感染症にかかった時は施設内での流行を防止するため、登園のめやすを守り、健康状態が十分に回復してから登園してください。
- 感染拡大を防止する観点から、嘔吐物・便・尿・血液等の体液で汚れた衣類等は施設内で洗浄せず、ビニール袋に密封してお返しします。
- 家庭内で感染症が発生した場合も、必ずお知らせください。
- みなと保健所から感染拡大を防止するための指示が出ている場合は、そちらに従ってください。

※　提出書類は港区ホームページからダウンロードすることができます。
子ども・家庭・教育＞子ども・家庭＞子育て支援施設＞保育園＞申請書ダウンロード＞
令和８年度＞入園時、入園後の提出書類＞４その他

A医師の意見書

（あて先）　　保育園長　　園児名

病　名

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので　　年　　月　　日　から登園可能と判断します。　　年　　月　　日

医療機関

医師名　　印又はサイン

保育園受取　　年　　月　　日　　印

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐために、「医師の意見書」の提出をお願いしています。園児が登園可能かどうかの判断については、下記の感染しやすい期間を考慮し、保育園の集団生活が可能かどうかをご判断くださいますようお願いいたします。感染症が回復し登園できる日が決定した段階で「医師の意見書」の記入が可能となります。なお保健所から、流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合にはそれにより登園の可否判断をお願いします。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ A型・B型	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過してから
風しん	発しん出現の前の7日から後7日間くらい	発しんがきえてから
水痘（水ぼうそう）	発しんがでる1～2日前からかさぶたができるまで	すべての発しんがかさぶたになってから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認められてから
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウイルス性咽頭炎	発熱、眼の充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎 （アデノウイルス8型等）	眼の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため、症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから
腸管出血性大腸菌感染 （0157，026，0111等 ベロトキシン産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がおさまり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
細菌性胃腸炎（サルモネラ・キャンピロバクター・ベロトキシン非産生大腸菌）	便中に菌を排泄している間	症状がないか、下痢などの症状がおさまり全身の状態が安定してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認められてから
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認められてから
上記以外の感染症		

港区子ども家庭支援部　保育課　令和5年11月改正

B 保護者記入による登園届

（あて先）

保育園　　園児名

年　月　日　に　医療機関名　において

病　名　と診断されまし

病状が回復し、集団生活に支障がなくなりましたので登園いたします。

年　月

保護者　印又はサイン

保育園受取　年　月　日　印又

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぎ、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。港区では厚生労働省のガイドラインにそって園児がよくかかる下記の感染症について「保護者記入による登園届」の提出をお願いしています。保育園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

なお、保健所から流行阻止のために登園のめやすについて指示が出ている場合には、それに従ってください。

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	全身の状態が良く抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症する前後	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の１週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・腸管ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ等）	症状のある間と、症状消失後１週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状がおさまり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発しん前急性期の数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症 ﾋﾄﾒﾀﾆｭｰﾓｳｲﾙｽ感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっていること
突発性発しん	発熱している間	解熱後１日以上経過し、機嫌が良く全身の状態が良いこと
伝染性膿痂疹（とびひ）	乾燥していない発しんがある間	治療開始後、発しんが乾燥しているか、乾いていない部位がおおえる程度のものであること（かさぶたが乾いていない間は接触による感染力が認められる）
アタマジラミ	発症から数日間	駆除を開始していること
上記以外の感染症		

港区子ども家庭支援部　保育課　令和５年11月改

保育所におけるインフルエンザ感染時の登園基準について

インフルエンザの登園基準は、

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」です。

ただし、病状により嘱託医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

出席停止の日数の数え方について

「発症した後５日を経過するまで」の数え方

「発症」とは、「発熱等」の症状が現れたことを指します。
発症した日（発熱等が始まった日）は含まず、翌日を第１日目と数え、５日目までお休みをします。

「解熱した後３日を経過するまで」の数え方

解熱をした日は、日数に数えず、その翌日から１日目と数え、３日目までの３日間をお休みします。

※　発熱・解熱の体温に関する一律の基準はありません。個々の平熱に応じて、個別に判断します。子ども一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが重要です。
熱の経過やその他の症状等、登園再開の判断で悩む場合は、医療機関にご相談ください。

<table>
<tr><th></th><th colspan="5">原則として５日間は登園不可</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><th></th><th>発症当日</th><th>１日目</th><th>２日目</th><th>３日目</th><th>４日目</th><th>５日目</th><th>６日目</th><th>７日目</th><th>８日目</th></tr>
<tr><td>〈例１〉
発熱２日目に解熱</td><td>
発熱</td><td>
発熱</td><td>
解熱</td><td>解熱後
１日目</td><td>解熱後
２日目</td><td>解熱後
３日目</td><td colspan="3" rowspan="2">登園可能</td></tr>
<tr><td>〈例２〉
発熱４日目に解熱</td><td>
発熱</td><td>
発熱</td><td>
発熱</td><td>
発熱</td><td>
解熱</td><td>解熱後
１日目</td><td>解熱後
２日目</td><td>解熱後
３日目</td></tr>
</table>

＜保護者記入欄＞

以下のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過したため
登園可能であることを報告いたします。

	発症当日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目
日付	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※体温は、その日の最高体温をご記入ください。

保育園での与薬（薬を飲ませること）について

港区では保育園での薬の取り扱いについて、日本保育園保健協議会で決定された内容に沿って行っています。以下の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

薬に対する基本的な考え方

与薬は「医療行為」ですので、保育園では原則として行うことができません。
主治医からお子様に処方された薬は、保護者の方が責任を持って行うものです。

風邪などで受診し、登園が可能とされたものの、内服薬や皮膚貼付薬（皮膚に貼って皮膚から吸収させるタイプの薬）が処方されたときは、以下のことについて必ず医師にご相談ください。

1　保育園を利用している時間を伝えた上で、保育園では原則として与薬（薬を飲ませること）を行うことができないため、家庭で服薬できる処方にしていただきたいこと。

2　皮膚貼付薬は、保育中に剥がれて誤飲事故につながる可能性もあるため、在宅時間での貼付のみで対応することが可能か、または、家庭で対応できる内服薬の処方に切り替えていただけないか。

保育時間内に薬を使用しなければ、健康な日常生活が過ごせないと医師が判断した場合においてのみ、保護者から依頼を受け、保育園職員が与薬を行います。

〈 与薬できる薬について 〉

1　長期にわたり保育時間内に薬の服用が必要とされ、健康な日常生活を行う上で欠かすことのできない薬

2　以下のいずれかに該当する場合
　①　心臓･腎臓などの慢性疾患
　②　けいれん性疾患、アレルギー性疾患
　③　慢性皮膚疾患などの軟膏類
　④　その他医師が必要と認めたもの

3　必要に応じて診断書または生活管理指導表の提出をお願いする場合があります

保育園で薬をお預かりするときの注意事項

1　保護者の方から「薬・連絡票」を提出していただきます。「薬・連絡票」は港区の方針をご理解いただいた上で、なお保育園での与薬が必要と医師が判断されたものに限ります。
　薬の内容が変更されたときは再提出をしてください。
2　「薬剤情報提供書」を添付してください。
3　主治医の処方した薬に限ります。市販薬は対応いたしません。
4　薬は１回分ずつに分けて当日分のみ持参し、すべての薬袋・容器等に名前を記入してください。また、必ず保育園職員に直接手渡しで預けてください。

ご不明な点については、保育園看護師にご相談ください。

２５　利用者に対する保険・保障について

●　怪我の対応・賠償責任保険の加入

保育中に怪我等が発生し受診の必要がある場合には、受診承諾を得るため、受診の前に保護者様にご連絡させて頂きます。

尚、ご入園時に株式会社パソナフォスターにて下記の保険に加入いたします。

（全児童対象）

【賠償責任保険】

保育園が法律上の賠償責任を負う場合には、それによって被る被害に対してお応えします。

対人賠償	・・・	1事故	１０　億　円
		1　名	２　億　円
対物賠償	・・・	1事故	３　百万円

【傷害保険】

保育中における怪我等の発生時には保育士が引率して怪我の処置やその対応を行いますが、初期の処置以降も、怪我の治療のために保護者の方の引率により通院や入院が必要となる場合には障害保険の申請をご案内しております。

死亡・後遺症障害	・・・	1　名	２　百万円
入院	・・・	1名／1日	３　千　円
通院	・・・	1名／1日	２　千　円

２６　緊急時・非常災害対応

①.「緊急時対応」について

子どもの様子が急に変わったり、怪我や事故などの緊急事態が起こったりした時には前もって提出する「緊急連絡カード」を基に、保護者が決める緊急連絡先や病院に、すぐに連絡をします。また、連絡がつかない時や緊急の時には園の判断で救急（１１９番）へ連絡をします。

＊　搬送先の病院では、診察を受ける時に、選定療養費・時間外選定療養費を支払うことがあります。金額は病院で違います。ご理解、ご了承ください。

（１）「緊急メール配信サービス」（すぐーる）について

港区では災害時や緊急時、園内の行事などで急な連絡の必要がある時に、前もって登録した保護者のメールアドレスに、区か保育園から安否情報や緊急情報を配信します。その時、登録者に「迎えの可否」などを確かめるアンケートを実施しますので回答してください。
（一斉配信なので、園児一人ひとりの安否情報などの提供はしません）

◇　配信する情報
- ・地震等の災害発生：引き取り確認、避難情報など
- ・臨時休園などの情報：大型台風などによる臨時休園や再開情報など
- ・不審者の出没：注意喚起などのおしらせ
- ・不慮の園内の災害や流行性の疾患などのお知らせ
- ・行事の実施連絡：運動会の中止や変更などのお知らせ

◇　登録方法　：　園のＩＤ番号が必要です。別紙を参照し登録してください。
◇　訓　　練　：　１年に１，２回、保育園からの発信で配信訓練をしています。

（２）防犯対策について

◇　不審者訓練は１年に１回、警察と一緒に不審者対応訓練をしています。
◇　ＳＥＣＯＭの設置および通報訓練

（３）「災害用伝言ダイヤル」について（ＮＴＴ東日本）

大災害が起こった時に安否確認、避難先の情報は災害ダイヤル「１７１」も使用します。
「１７１」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って伝言の再生をしてください。

保育園の電話番号は　０３－６８６５―１００４　です。

②.「災害対策対応」について

港区は、保育園など子どもが多数滞在する児童施設で「児童施設災害時行動マニュアル」を作りました。児童施設の特徴を考えて、災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、子どもの安全確保、避難誘導、情報連絡、子どもを安心させる各種支援のあり方、地域との共助の必要性などについての行動要領をまとめています。さらに、施設特徴（児童施設の種類など）、地理的特徴（海抜・立地条件）、地域特徴（住宅・商業地域、周辺道路・建物状況）などの違いも考えて、施設によって「個別施設編」を作っています。保育園では、定期的に災害などを想定した訓練をし、防災意識を高めるとともに、子どもの生命と安全の確保を最優先とした迅速で適切な行動がとれるようにしています。マニュアルは常に見直しを行い、適切な行動を検証し、災害対応力の強化に継続的に取り組んでいます。

（1）訓練（地震・火災・津波・複合型など）について

◇ 毎月１回、園児と一緒に避難訓練をしています。
◇ １年に１回は、保護者と一緒に引取り者訓練をしています。その他、訓練の時には是非ご参加ください。

（2）避難について

◇ 港区芝浦橋保育室のある地域は、「地区内残留地区」に指定されています。
※地区内残留地区とは震災時火災の延焼の危険性が少なく、広域避難場所の避難する必要がない地区）
◇ 保育園は建物の安全性が確認できた時は施設内の残留を最優先とします。
◇ 周辺で火災が発生し、延焼被害が想定される時や、強い余震が続き園内での落下物などによる被害の恐れがある時は、「田町ファーストビル公開空地」に一時的に避難します。
◇ 施設内部での火災の発生や建物の損壊など施設内にとどまることが危険と判断される時は、「港区立芝浦小学校」に避難します。
◇ 避難先は、「緊急メール配信サービス」（すぐーる）・「コドモンお知らせ一斉配信」及び園舎入り口への掲示などでお知らせします。

（3）園児の引き渡しについて

◇ 園児は、直接保護者への引き渡しを基本とします。
◇ 保護者が来られない場合は、「緊急連絡先カード」の代理人を確かめて引き渡します。
◇ 必ずクラス担任に確かめてからお引き取りください。職員に無断で子どもを連れ帰らないでください。

（4）引き渡し場所

◇ 保育園で可能な限り引き渡します。
◇ 防災機関からの避難命令か、園が被害を受けた時には、「田町ファーストビル公開空地」または「港区立芝浦小学校」で引き渡します。
◇ 避難移動中は、子どもの引渡しはしません。しかし、保護者に理由がある時は誘導責任者に申し出てください。

③．港区芝浦橋保育室の避難場所

１）　一時的に避難する場所　「田町ファーストビル公開空地」

２）　保育園に戻れず、長期滞在する場所　「港区立芝浦小学校」

港区広域避難図

令和2年9月18日

保護者の皆様

港区各総合支所管理課長
港区子ども家庭支援部保育課長

大型台風接近等に伴う保育園の休園等の考え方について

区では、大型台風の接近やそれに伴う公共交通機関の計画運休などに備えた区有施設の臨時休園や運営再開の基本的な考え方を定めました。

保育園においても、この基本的な考え方に基づき、休園や運営の再開の判断を行うこととなりますので、あらかじめお知らせいたします。

引き続き、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休園等を決定する時期

大型台風接近等による臨時休園等を行う場合は、遅くとも前日午後3時までに決定し、園から緊急配信メール(未登録者には個別電話連絡)によりお知らせいたします。※出来るだけ早くお知らせするよう努めます。

2 臨時休園や運営再開の基準

大型台風の接近等に伴う豪雨や暴風により、登降園時を含む屋外での行動が危険な状況となると見込まれる場合や、首都圏の鉄道各社の大半に計画運休が実施される場合は、全日休園または閉園時間の繰上げ等を行うほか、開園時刻を遅らせることとします。

※詳細は、裏面の「臨時休園及び運営再開の基準」をご覧ください。

3 給食の対応

(1) 気象状況悪化または公共交通機関の運休のため閉園する場合

気象状況悪化または公共交通機関の運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は 行いません。

(2) 気象状況回復または公共交通機関の運行再開にあわせて開園時刻を遅らせる場合

給食(昼食)の提供は行いません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食をとってください。登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください(自宅で昼食をとっていただいても結構です)。

おやつ、延長保育の補食または夕食については提供を行います。

(裏面あり)

臨時休園及び運営再開の基準等

基準			施設の対応
休園する場合	1	前日から当日正午までの間に気象状況が悪化、または当日午前から計画運休実施	全日休園
	2	当日正午以降に気象状況が悪化、または当日正午以降に計画運休実施	気象状況悪化または公共交通機関の計画運休の２時間前に閉園 ※気象状況悪化または公共交通機関の計画運休による閉園が正午より前の場合、給食の提供は行いません。
	3	当日正午以降に気象状況が回復もしくは終日回復しない、または当日正午時点で交通機関が運休	全日休園
運営再開（開園）する場合	1	当日午前６時までに気象状況が回復、または当日午前６時から交通機関が通常運行	通常開園
	2	当日午前６時から正午までの間に気象状況が回復、または当日正午までに公共交通機関が運行開始	気象状況回復または公共交通機関の運行再開の２時間後を目途に開園 ※昼食は提供しません。登園時刻が正午以降の場合、自宅で昼食をとってください。登園時刻が正午よりも前の場合、弁当を持参してください（自宅で昼食をとっていただいても結構です）。おやつ、延長保育の補食または夕食の提供は行います。

※上記「休園する場合2」及び「開園（運営再開）する場合2」のイメージ

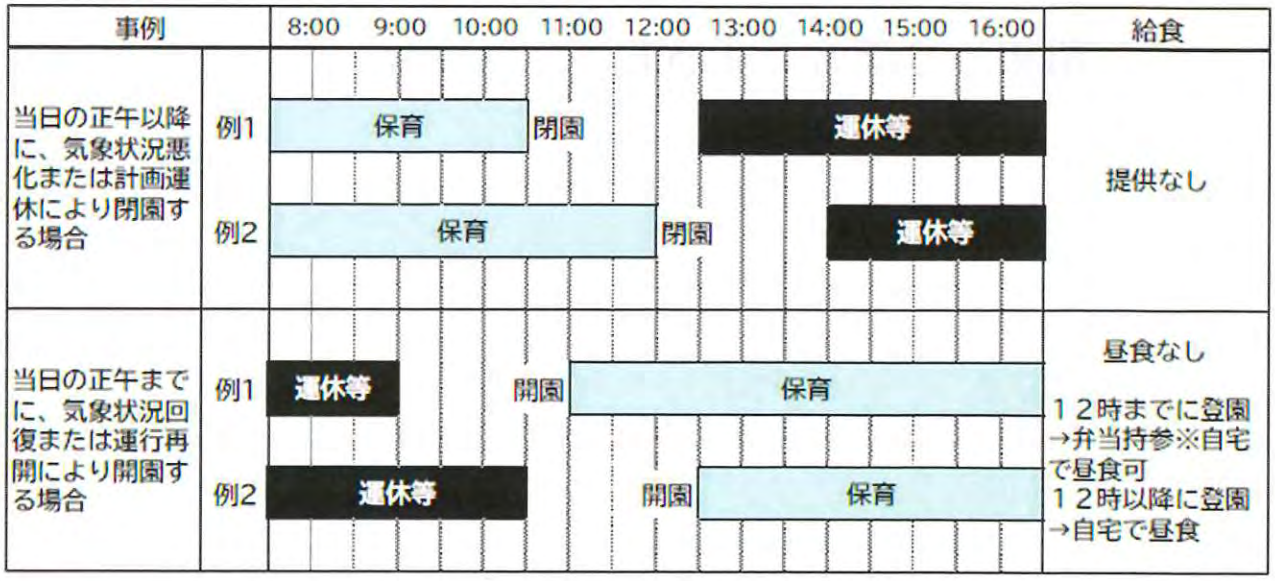

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つこどもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和６０年８月１５日

港　　区